

# 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例・同施行規則」のスキーム

## 第1章 総則

### (目的)

(第1条)

この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

(条例第1条の2)

#### 高齢者、障害者等

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの

#### 特定施設 (規則第3条)

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| ①建築基準法の特殊建築物  | ③公衆便所                    |
| ・ 学校、博物館、病院・診療所等、社会福祉施設等、劇場、集会場、物販<br>店、飲食店、理髪店、公衆浴場、ホ<br>テル・旅館、火葬場 等 | ④地下街その他これに類するも<br>の      |
| ・ 50戸超又は2000㎡以上の共同住宅  | ⑤道路                      |
| ・ 2000㎡以上の工場  | ⑥公園、緑地その他これらに類するもの       |
| ②事務所の用に供する建築物   | ⑦公共交通機関の施設               |
| ・ 国・県・市町村等の事務所、金融機<br>関の営業所等  | ⑧駐車場                     |
| ・ 2000㎡以上の事務所 (上記を除く)   | ⑨一団地の住宅施設その他これに類<br>するもの |

### (責務と役割)

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・ 県の責務 (第2条)    | ・ 市町村への協力 (第3条)    |
| ・ 事業者の責務 (第4条)  | ・ 県民の役割 (第5条)      |
| ┌ 施設のバリアフリー整備   | ┌ 県の施策への協力         |
| ├ 県の施策への協力      | ├ 整備施設の機能を妨げないよう努力 |
| └ 情報・役務の提供の努力義務 |                    |

## 第2章 施策の基本方針等

### (施策の基本方針)

(第6条)

高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進すること。  
高齢者、障害者等を含むすべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進すること。

### (様々な取り組み)

- ・ 教育、広報活動等の推進 (第7条)
- ・ 情報の収集及び提供等 (第8条)
- ・ 推進体制の整備 (第9条)
- ・ 財政上の措置 (第10条)

### 第3章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等

#### <整備基準>

(第11条第1項)

##### 【条例別表第1】

(100㎡超の特殊建築物等)

- ・通路幅、段差、スロープ
- ・出入口の幅
- ・階段の構造
- ・エレベーターの設置
- ・便所の設備・構造等
- ・興行場等の車いす用客席
- ・車いす使用者用駐車施設
- ・視覚障害者誘導用ブロック等

##### 【条例別表第2】

(100㎡以下の特殊建築物)

段差、スロープ、出入口の幅

##### 【条例別表第3】

(公共交通機関の施設)

交通バリアフリー法の上乗せ措置(洋式便器の設置等)

#### <望ましい基準>

(第11条第2項)

知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

新築等の特定施設は  
**整備義務** (第11条)

既存の特定施設は  
**整備努力義務** (第17条)

特定施設の新築等する際の高齢者、障害者等の意見聴取の努力義務(第11条の2)

整備計画の届出等 (第12, 14条)  
・工事着手の30日前

知事による指導・助言・指示・調査・報告の請求  
(第13, 15, 16条)

適合証の交付(請求に基づき) (第18条)

適合証交付施設の公表 (第18条第3項)

事業者の維持保全の努力義務 (第18条の2)

知事による実施状況報告の請求・指導・助言 (第19条)

国、県、市町村等の適用除外(届出・指導・助言・指示・調査・報告の請求)(第20条)